

秋 田 市 の 公 園 緑 地

令和 7 年度

秋 田 市 建 設 部 公 園 課

目 次

公園緑地の概要	1	概要-----	1
	2	公園行政担当部門の変遷-----	2
機構および事務分掌	1	機構図-----	3
	2	事務分掌-----	3
公園・緑地の種別	1	住区基幹公園-----	4
	2	都市基幹公園-----	4
	3	特殊公園-----	4
	4	大規模公園（広域公園）-----	4
	5	緩衝緑地-----	5
	6	都市緑地-----	5
	7	緑道-----	5
	8	広場-----	5
	9	都市公園以外の公園-----	5
都市公園の計画および開設面積-----			6
主な公園の沿革	1	千秋公園-----	7
	2	一つ森公園-----	12
	3	太平山リゾート公園-----	14
	4	雄物川河川緑地-----	19
	5	御所野総合公園-----	20
	6	御所野ふれあい地区公園-----	20
	7	花木観光農園-----	21
	8	山王带状緑地-----	21
	9	山王官公庁緑地-----	21
	10	八橋運動公園-----	22
	11	天徳寺山墓地公園-----	22
	12	大森山公園-----	23
	13	北野田公園-----	23

主な公園整備事業の概要	1 千秋公園-----	24
	2 グリーンインフラ公園緑地整備事業-----	24
	3 都市公園バリアフリー化事業-----	24
	4 公園施設長寿命化整備事業-----	24
公園の管理-----		25
都市緑化の推進	1 保存樹について-----	26
	2 緑地協定-----	28
	3 空閑地の除草-----	29
	4 緑のまちづくり活動支援基金による助成----	30
	5 花と緑の相談所-----	31
	6 東北自然歩道-----	32
アメリカシロヒトリ防除対策	1 経緯-----	33
	2 構成-----	33
	3 事業-----	33
太平山県立自然公園-----		35
附表 都市公園明細表-----		37
資料 都市公園に関する法令(条例、施行規則、規程、要綱、要領、基準)-----		44

連絡先一覧

公園課（企画建設・緑化推進担当）	8 8 8－5 7 5 3
公園課（施設担当）	8 8 8－5 7 5 5
アメシロ防除室	8 2 3－3 0 6 1
千秋公園事務所	8 3 2－5 8 9 3
太平山リゾート公園	
総合案内所	8 2 7－2 2 7 0
クアドーム「ザ・ブーン」	8 2 7－2 3 0 1
森林学習館（木こりの宿）	8 2 7－2 1 1 1
グラウンド・ゴルフ場（グリーンパル）	8 2 7－2 6 8 8
太平山スキー場（オーパス）	8 2 7－2 2 2 1
雄和花木観光農園	8 8 7－2 5 0 8
一つ森公園コミュニティ体育館	8 3 1－8 3 0 0
花と緑の相談所（一つ森公園コミュニティ体育館内）	8 3 1－0 0 8 7
御所野総合公園管理事務所	8 2 6－0 6 2 0

公園緑地の概要

1 概 要

(1) 公園緑地にかかわる計画と目標

秋田市の町割の原型は、慶長8年（1603年）藩主佐竹氏が千秋公園に新城（久保田城）を築いてから始められたものである。

昭和29年に、初めて総合都市計画を策定し、市民一人あたりの公園面積の目標を5.8㎡とした都市施設としての公園緑地計画を立てて以来、これを基本に都市環境の整備を図ってきた。

昭和40年には、公園緑地計画の見直しを行い、基本的緑地パターンを環状式緑地系統とし、市全体に必要な公園面積を210ha、市民一人あたりの公園面積を6.0㎡とした。

昭和48年には、平成2年を目標として、市民一人あたりの公園面積を15.0㎡とした。

昭和56年には、平成12年（2000年）を目標として「緑のネットワーク」の形成を都市施設の整備重点の一つに取上げ、市民一人あたりの公園面積を20.0㎡とした。

平成9年度には、平成22年度を目標とする「秋田市緑の基本計画」を策定し、緑化重点地区整備事業による整備・緑の拡充を主要政策に位置づけ、都市緑化の推進を図っており、平成19年度には、平成17年1月の市町村合併と景観緑三法の施行に伴い、本市の緑のマスタープランである「秋田市緑の基本計画」を改定し、市街地の身近な緑の充実に向けた新たな目標（緑の量と質）を設定するとともに、緑化重点地区の拡充を行うなど、緑の保全や緑化の推進に努めてきた。

平成30年度には、前計画の策定から10年が経過し、緑を取り巻く社会情勢の変化や都市緑地法等が改正されたことから、「秋田市緑の基本計画」を改定し、これまでの緑の量的な確保や保全といった取組に留まらず、本市の多彩な緑を活かすことに視野を広げ、令和22年を目標年次とした、都市計画区域の緑地率を現状維持するなど、5つの緑の目標水準を定め、多彩な緑が持つ、多機能性を最大限に引き出すことで、市民の心にうるおいを与え、より魅力ある住みよいまちづくりの推進を図っている。

(2) 都市緑化の条例体系等

秋田市では良好な自然環境の確保のため、昭和48年10月に「公園都市秋田市をつくる条例」を制定した。この条例に基づき、祖先から受け継いできた尊い遺産である自然環境の適正な保全および緑化を総合的に推進するとともに、調和のある開発を図り、緑と空間が豊かに生かされた都市全体が公園的機能を果たす都市『秋田市』をつくることを目指した。

昭和61年3月には、同条例を一部改正し、都市景観の整備等に関する規定を追加した。

その後、本市の緑の現場や緑に対する市民ニーズの多様化により、自然環境の保全、都市緑化、都市景観、宅地開発等の各制度の見直しと充実が必要となったため、平成14年7月「公園都市秋田市をつくる条例」を発展的に解消して、「秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例」を制定した。併せて、具体的な施策を定めるための個別条例も制定し、5つの条例による新しいまちづくりの体系を構築した。このうち、良好な生活環境の確保を目的とする

「秋田市都市緑化の推進に関する条例」では、市民の主体的な取組みを支援していくための制度や都市緑化を推進していくための制度を定めた。

平成24年度には、地域主権改革一括法の施行に伴い、都市公園の配置・規模、建築面積割合および移動円滑化に関する基準を定めた「秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例」を設定した。

2 公園行政担当部門の変遷

秋田市の公園行政担当部門の誕生は、昭和31年度、都市計画課に公園係が新設されたのが始まりである。その後、公園緑化行政に本格的に対処するため、昭和43年度に公園課に昇格し、さらに昭和49年度には公園緑地課として、管理係に緑地係、施設係の2係を増設し体制を固めた。

昭和61年度には、施設係を建設係に改め、さらに昭和63年度には都市計画道路の緑化を図るため街路樹係を新設して4係とし、平成2年度には管理係を緑地保全係に、緑地係を植樹係に改めた。

また、平成8年度の機構改革により街路樹係を道路維持課の所属に移し、公園緑地課を公園維持課と公園建設課の2課に分割して業務の明確化を図った。公園維持課は、管理係、維持係、緑地係の組織となり、公園建設課は、計画担当、建設担当、太平山シビック・リゾート担当の組織となった。

平成11年度には、太平山リゾートの管理・運営が公園維持課に移管され、公園建設課は計画・建設の2担当となった。

平成12年度には、公園維持課も係制から担当制へ移行し、管理・維持・緑地の3担当となった。

平成13年度からは、事務・事業の効率化のため公園建設課、公園維持課を統合して公園課とし、公園建設課の計画担当と建設担当を併せて建設担当に、公園維持課の管理担当を総務担当に名称を改め、太平山リゾート公園の整備、維持管理および運営を所掌する太平山シビック・リゾート担当を置くとともに公園施設の維持管理の充実を図るため、維持担当と緑地担当を管理担当として新たに設置した公園施設管理センターに配した。

平成20年度から、事務・事業の効率化と企画部門の強化のため、総務担当と太平山シビック・リゾート担当を統合し、企画担当を新たに設置した。

平成23年度には、更なる事務・事業の効率化を図り組織としての総合力を高めるため、公園施設管理センターを廃止し、管理センターにあった管理担当を施設担当に改め維持管理の充実を図るため担当課長を配置した。

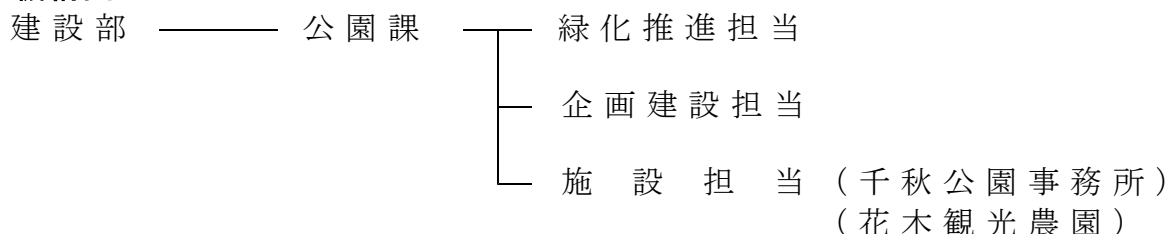
また、企画担当の一部を緑化推進担当と改め、機動性をより発揮するため企画担当の一部と建設担当を併せ企画建設担当とした。

平成24年度に廃止した大森山公園事務所に引き続き、アウトソーシングにより、平成25年度には一つ森公園事務所を廃止した。また、千秋公園の管理を一部委託し、事務所の業務縮小を図るなど、直営業務の外部委託化を行い、コスト縮減と業務の効率化を図った。

平成28年5月の中央市民サービスセンターの開設により、都市内地域分権の拠点である市内7地域の市民サービスセンターの設置が完了し、公園課からは、各市民サービスセンターへ公園施設の修繕や樹木の剪定などの業務が移譲されている。

機構および事務分掌

1 機構図



2 事務分掌

(1) 緑化推進担当

- ア 公園用地等の財産管理に関する事
- イ 公園施設設置管理許可、公園占用許可、公園内行為許可および許可に係る使用料の徴収に関する事
- ウ 公園用地の賃貸借契約等に関する事
- エ 開発行為に伴う公園等の帰属引継に関する事
- オ 緑地協定に関する事
- カ 公園愛護協力会に関する事
- キ 太平山県立自然公園に関する事
- ク 千秋公園さくらファンドに関する事
- ケ その他課内の庶務に関する事

(2) 企画建設担当

- ア 緑の基本計画に関する事
- イ 都市公園等の整備計画および建設等に関する事（千秋公園整備事業・都市公園バリアフリー化事業・公園施設長寿命化整備事業・グリーンインフラ公園緑地整備事業）
- ウ 太平山リゾート公園・太平山スキー場の指定管理業務および維持管理（施設改修）に関する事
- エ 緑のまちづくり活動支援基金に関する事
- オ 秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会に関する事

(3) 施設担当

- ア 公園緑地と施設等の維持管理および管理計画に関する事
- イ 空闲地美化に関する事
- ウ アメリカシロヒトリ等樹木病虫害防除に関する事
- エ 花と緑の相談所に関する事
- オ 保存樹に関する事
- カ 東北自然歩道に関する事

公園・緑地の種別

1 住区基幹公園

- (1) 街区公園 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、敷地面積は0.25haを標準とする。
- (2) 近隣公園 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、敷地面積は2haを標準とする。
- (3) 地区公園 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、敷地面積は4haを標準とする。

2 都市基幹公園

- (1) 総合公園 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所あたり敷地面積10～50haを標準として配置する。
- (2) 運動公園 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所あたり敷地面積15～75haを標準として配置する。

3 特殊公園

- (1) 風致公園 主として風致を享受することを目的とする公園で、自然的条件を十分活用した施設を中心に整備し、その目的に応じて適切に配置する。
- (2) 植物公園 植物園等特殊な利用に供される公園で、温室、見本園等の施設を整備し、その目的に応じて適切に配置する。
- (3) 動物公園 動物園等特殊な利用に供される公園で、動物飼育施設を整備し、その目的に応じて適切に配置する。
- (4) 歴史公園 歴史上の遺跡、風土などの保全を図りつつ、体験学習などにも供される公園で、文化財等の保護・活用を図り、歴史公園にふさわしい環境が形成されるような施設を整備し、その目的に応じて適切に配置する。
- (5) 墓 園 その面積の2/3以上を園地とする、景観の良好な、かつ屋外レクリエーションの場としても利用に供される、墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じて配置する。

4 大規模公園（広域公園）

主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1か所程度、敷地面積50ha以上を標準として配置する。

5 緩衝緑地

大気の汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置に配置する。

6 都市緑地

主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1か所当り敷地面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ、都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。

7 緑 道

災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性および快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯および歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。

8 広 場

市街地の中心部の商業等の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休息のための公共空地で、休養施設や都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。

9 都市公園以外の公園

- (1) 児 童 遊 園 地 主に開発行為により市に帰属した公園
- (2) その他公園等 主に都市公園以外の大規模な公園（花木観光農園、桜づつみ公園、和田公園、へそ公園など）
- (3) そ の 他 緑 地 主に新都市開発区域内の緑地（御所野西部緑地、御所野元町四号緑地など）
- (4) 施設植栽管理 他で所管している用地に設置された施設（遊具など）や植栽を公園課で管理している箇所。

都市公園の計画および開設面積

令和7年3月31日現在

区 分	都市計画公園		開 設	
	箇所数	面 積 (h a)	箇所数	面 積 (h a)
街区公園	199	45.26	※1 192	※1 43.90
近隣公園	18	36.30	8	17.92
地区公園	2	9.50	2	9.50
総合公園	5	295.90	5	259.93
運動公園	1	26.70	1	22.34
風致公園	3	234.90	—	—
歴史公園	1	39.20	1	2.34
墓 園	2	76.70	2	※2 18.46
広域公園	2	753.80	2	※3 196.90
都市緑地	5	594.09	4	43.55
緑 道	2	2.10	2	2.10
広 場	1	0.08	2	※4 0.74
小 計	241	2,114.53	221	617.68
児童遊園地等	—	—	469	18.37
その他公園	—	—	33	16.65
その他緑地	—	—	41	44.08
施設管理 植栽管理	—	—	107	—
小 計 (その他)	—	—	650	79.10
合 計	241	2,114.53	871	696.78

※1 都市計画決定されていない公園（34か所11.07ha）を含む。

※2 都市公園としての開設面積。墓域を含む墓園としての開設面積は、22.71ha

※3 県立小泉潟公園 637,000㎡、県立中央公園 1,332,000㎡

※4 都市計画決定されていない広場（野崎コミュニティ広場0.66ha）を含む。

1 都市計画公園整備率（開設面積） 28.84%（609.73ha/2,114.53ha）

2 秋田市緑の基本計画による緑の目標水準

(1) 公園愛護協力会の結成公園割合 結成率 64.2%（443/690公園）

目標値 72.0%（R12）

(2) 行事やイベント等による公園活用件数 277件

目標値 320件（R12）

(3) 都市公園のバリアフリー化率 74.9%（164/219公園）

目標値 85.0%（R12）

3 市民一人当たりの都市公園面積 21.20㎡（R7年3月31日現在）

D I D地区内、市民一人当たりの都市公園面積 5.58㎡（R2年国勢調査）

住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準 10.00㎡（市条例）

住民一人当たり都市公園等整備面積（全国平均）10.90㎡（R6年3月31日現在）

主な公園の沿革

1 千秋公園（総合公園 開設面積 18.10ha）



秋田駅より西方約700m地点にあり、慶長7年（1602年）常陸から国替えとなった初代秋田藩主・佐竹義宣が、翌8年に自然の台地を利用して築城した久保田城跡である。

明治2年（1869年）版籍奉還により国へ返上され、陸軍省の所管となっていた。明治23年、国から佐竹氏へ払い下げとなり、本丸・二の丸を秋田市が借り受けて、市民に開放した。

明治29年管理が県に移管され、造園家「長岡安平」の設計により公園として整備された。

昭和28年（1953年）再び管理が市に移管され、継続的に整備・管理してきた。昭和59年、旧秋田藩佐竹宗家15代・佐竹義榮氏の遺志により、公園用地（146,059.29㎡）が寄贈され、名実ともに市民公園となった。

千秋公園の命名者は、秋田県出身の漢学者「狩野良知」で、千秋の由来は、秋田の「秋」に長久の意の「千」を冠し、長い繁栄を祈ったものと言われている。

平成元年7月28日に「日本の都市公園100選」、平成2年4月6日に「さくら名所100選」、平成18年4月6日に「日本100名城」、10月27日に「日本の歴史公園100選」に選定されるとともに、平成20年3月25日には、市の名勝に指定され、平成27年1月には「池坊花道遙100選」に選ばれている。

（主な施設）

（1）御物頭御番所（佐竹史料館管理）

旧久保田城内に唯一現存する藩政時代の建物であり、宝暦8年（1758年）から安永7年（1778年）に建築されたものと推定される。

御物頭御番所は、秋田藩の藩政機構のうち番方に属し、城内二ノ門（長坂門）の開閉と城下の警備、火災消火を担当した物頭の詰所である。

昭和62年度に、この貴重な遺構を後世に残すとともに、公園の休息所などとして使用できるよう整備したものであり、平成2年4月10日に市の有形文化財に指定されている。

・間口	10.499m	・奥行き	9.454m
・面積	125.70㎡	・総事業費	19,551千円

（2）久保田城御隅櫓（佐竹史料館管理）

御隅櫓は、本丸北側の高台にあり、久保田城の物見と武器庫の役割を果たしていた建物で当時は2層造りであったと考えられている。たび重なる火災により明治13年（1880年）に焼失した。

市では、秋田青年経営者協会により「基本設計」の寄贈を受け、市制100周年記念事業として、昭和63年度から2か年計画により、総工費195,732千円をもって再建工事を行った。

再建にあたっては、公園のシンボルとして、また、観光の目玉となるよう3層4階建てとし、市内を眺望できるよう配慮している。

・構造 鉄筋コンクリート造

- ・規 模 桁行（間 口） 19.70 m
梁間（奥行き） 7.88 m、高さ 21.85 m
- ・床面積 1階 165.82 m²（展示室）
2階 158.28 m²（展示室）
3階 59.00 m²（管理室）
4階 47.26 m²（展望室）
延床面積 430.36 m²

(3) 久保田城表門

久保田城表門は、二の丸売店脇の長坂を上がりきった本丸に位置し、久保田城本丸の正門で一ノ門とも呼ばれていた。千秋公園再整備基本計画（平成9年2月策定）に基づく歴史的建造物の第一段として、絵図などの文献資料や発掘調査の成果をもとに、平成11、12年度の2ヶ年をかけ再建したもので、構造は木造2階建て瓦葺きの櫓門である。

- ・様 式 2層櫓門 1階 四方吹き降ろし屋根
2階 真壁造り入母屋屋根棧瓦葺き
- ・規 模 1階 桁行き （横）方向 5.0間（ 9.10 m）
梁行き （奥行き）方向 2.6間（ 4.80 m）
2階 桁行き （横）方向 6.0間（10.92 m）
梁行き （奥行き）方向 3.0間（ 5.46 m）
高さ 41尺1寸（12.46 m）
- ・材 料 1階部分 主にケヤキ材（鑑柱、冠木は材齢約250年）
1階部分外側 主にヒバ材
- ・総事業費 約300,700千円
- ・ライトアップ 日没～日の出

(4) 茶室「宣庵」

茶室「宣庵」は、昭和28年（1953年）秋田市建都350周年記念事業として県内茶人有識者の厚意により建設され、昭和33年、秋田市に寄贈されたものである。昭和59年施設の老朽化等により改修を行い、昭和62年度には、茶道等文化の普及振興と広く一般市民の利用増進を図るため、22,004千円の総事業費をもって茶庭を整備している。



茶庭に設置された舟形の手水鉢は、文禄の役の際に加藤清正が朝鮮から持ち帰り、大坂城内にあったものを石田三成のはからいで佐竹東家に贈られたと伝えられている。

- ・床面積 55.34 m²

(5) あやめ園

昭和28年（1953年）頃、本丸下のあやめ畑に、明治神宮外苑のあやめを譲り受けて植えたものであるが、昭和53年12月、大森山公園のあやめを株分けして植え替えをした経緯がある。現在は木道などの周辺整備を終え、カキツバタ3,019株、ハナショウブ2,822株、アヤメ639株が植えられている。

(6) 時鐘

時鐘（ときがね）は、寛永16年（1639年）2代藩主・佐竹義隆が城内二の丸の一角（「松風亭」跡地）に鐘楼を建立したのが始まりであり、幾度かの改鑄、移転を経て、明治25年（1892年）現在の位置に建設された。

その後、昭和18年（1943年）、太平洋戦争により供出されたが、同23年に「平和の鐘」として復活した。同43年には鐘楼（当時木造）の老化等により廃止され、同48年12月24日、市民から募集した愛称「千秋の鐘」として、復活した。昭和23年の時鐘復活から50周年にあたる平成10年4月には、時鐘由来記の記念碑が市民から寄贈された。

令和元年度にはこれまで時鐘の役目を担ってきた家臣・吉敷氏の末裔に代わって時鐘の音色を次世代に引き継ぐため、事業費の一部を市民から寄附を募り導入した自動鐘つき機が1日2回（朝7時、夜9時）時鐘を鳴らしている。

鐘楼は、建設から50年経過し、老朽化が著しいことから、令和5年度に更新整備を実施した。

(7) 大賀ハス

大賀ハスは、昭和26年（1951年）、ハス研究家の大賀一郎博士が地元中学生などの協力を得て、千葉市検見川の泥炭層下の青泥層から約2千年前のハスの種を発掘、発芽に成功したものである。平成14年4月、大賀ハスの品種保存に力を入れている蓮文化研究会理事長印南洋造氏の厚意により、蓮根を6株譲り受け、胡月池で栽培している。



(8) 堀

JR秋田駅から続く広小路に面する大手門と穴門の二つの堀は、久保田城時代からの堀として市民から親しまれている。

堀の水質改善のための取り組みとしては、昭和46年に大手門堀と穴門堀に曝気筒6基を設置し、昭和50年には、ライオンズ国際協会302E-D地区代表から、3,500千円の寄付を受け、翌年から堀の清掃に938千円、浚渫に540千円、雨水導入工事等に1,052千円、スイレン植付工事に1,025千円を支出して堀の整備を図った。

昭和60年度には旭川の清流を取水し、堀を循環させる工事に総工費16,253千円、平成6年度、7年度は噴水ポンプ8基、スクリュウ型水中曝気装置7基を総工費73,416千円で整備し、水質浄化をさらに強化した。

平成11年度は、取水ポンプの性能回復のため、総工費5,916千円を投じて改修工事を行ったほか、平成25年度、平成26年度は老朽化した取水管の改修工事に総工費39,324千円を投じ水質改善に努めている。

令和5年度から歩行者動線を強化するとともに、ハスの観賞や親水空間の充実を図ることを目的として、大手門の堀に遊歩道整備を行い、令和6年7月に開通した。

- ・ 大手門の堀 1.76 ha（水深：最深2.5 m）
- ・ 大手門の堀遊歩道 延長L = 254.2 m、幅員W = 3.0 m
西側デッキA = 115.9 m²
- ・ 穴門の堀 1.53 ha（水深：最深2.8 m）
- ・ 噴水照明 午後6時～午後9時（4月～10月）
日没～午後9時（11月～3月）

(9) 秋田市立佐竹史料館（観光文化スポーツ部所管）

昭和33年6月18日秋田市美術館として開館（昭和32年着工）し、美術館の新築移転に伴い、平成2年4月11日秋田藩主佐竹氏の史料館として開館した。

佐竹史料館では、源氏の流れをくむ名門で、全国の大名の中でも古い歴史を持つ佐竹氏に関連する資料を展示している。秋田の藩政時代の政治や文化、人々の暮らしをテーマにした企画展や常設展を年に数回行い、紹介している。

現在は令和7年10月の開館に向けて建て替え工事を行っている。

(10) 石碑・銅像

- ・「渚の白鳥」ブロンズ像（昭和29年建立）阿部米蔵・作
- ・「少女と鳥」ブロンズ像（昭和36年建立）阿部米蔵・作
- ・太平山三吉大神崇敬之碑（昭和3年建立）田近勇蔵・建立
- ・「空」ブロンズ像（昭和45年建立）北村治禧・作
- ・「鳥人聲華騰騰」ブロンズ像（平成元年建立）阿部米蔵・作、
いけばな松生派寄贈

- ・渋江政光君三百年祭記念碑（大正2年建立）
- ・狩野旭峰翁頌徳碑（昭和11年建立）
- ・陸軍軍医牛丸君碑（明治32年建立）
- ・佐竹義堯公銅像（大正4年、平成元年復元）
- ・佐竹義堯銅像再建委員会碑（昭和28年建立）
- ・勤斎渡部先生記念之碑（明治23年建立）
- ・古秋園金君頌徳碑（明治24年建立）
- ・船木鞠負紀功之碑（大正11年建立）
- ・報恩碑（明治21年建立）
- ・殉職消防組員招魂碑（昭和3年建立）
- ・殉職警察官之碑（明治43年建立）警察協会秋田支部建立
- ・献桧樹百本碑（明治30年建立）長岡安平植林記念碑
- ・木内柳陀句碑（昭和28年建立）フバキ会建立
- ・秋田歩兵十七聯隊之碑（昭和57年建立）十七比島会建立
- ・平田篤胤大人歌碑（昭和57年建立）平田篤胤大人歌碑建立会
（弥高神社内）
- ・久保田城跡（昭和54年建立）秋田矢留ライオンズクラブ寄贈
- ・「鳩を持つ少年」（昭和38年建立）舟越保武・作 ※県民会館
- ・東海林太郎胸像（昭和50年建立）分部順治・作 ※県民会館
- ・若山牧水歌碑（平成7年建立）秋田ライオンズクラブ建立
- ・時鐘由来記の記念碑（平成10年建立）



（佐竹義堯公銅像）

(11) 主な樹木

- ・マツ 266本（黒松、赤松）
- ・ツツジ 2,669本（レンゲ、クルメ、大紫、琉球、ヤマツツジ等）
- ・サクラ 645本（染井吉野、ジンダイアケボノ、八重、普賢象、枝垂、大村等）

(12) 駐車場 14台収容

（千秋公園と長岡安平）

千秋公園は、明治29年秋田県の委託により、久保田城址に長岡安平が設計した公園であり、大規模公園の設計としては、東京の坂本町公園に次ぐ2番目のもの

で、東京以外では初めての公園であった。以後、長岡安平の築造は、大評判になり、公園はもとより個人庭園についても設計依頼が殺到し、東京市役所を辞任、再任を繰り返しながら全国の公園設計にあたった。

千秋公園の設計は、長岡安平の名声を全国区にした記念すべきものであった。

なお、公園入口付近には、造園の完成にあたり長岡安平が、檜を100本献植したことを記念する碑が立っている。

（長岡安平のプロフィール）

長岡安平は、天保13年（1842年）7月5日、肥前大村藩彼杵（現東彼杵町）に生まれた。

少年時代は病弱で学問武術を好まず、父母も放任主義で草木の栽培、小鳥鶏類の飼育に専念した。後年造庭に関心を寄せたが、時代は戊辰の役、版籍奉還の激動のなか、君主に重んぜられた造庭師は職を失い、師と仰ぐべき人物に出会うことはなかった。

天地自然の景観を最善の師と仰ぎ、庭園に関する古書を読みあさり、独学で造園の研究を行った。

【使用料】

【表】

施設の種類 (名称)	区分		単位	金額	備考
久保田城御隅櫓	個人	一般	1人1回につき	150円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。 秋田市佐竹史料館条例（令和7年秋田市条例第8号）別表第1に定める年間観覧料の納付をした者の当該納付をした日から起算して1年の間に係る久保田城御隅櫓の使用料は、無料とする。
		高校生以下		無料	
	団体	一般		120円	
		高校生以下		無料	
有料駐車場	最初の30分まで		1台につき	100円	使用期間は、毎年4月1日から11月30日までとする。
	30分を超える30分までごとに			100円	

（千秋公園さくらファンド）

園内の桜を次世代に伝えようと、平成12年度から桜の根回りの土壌改良や施肥など、樹勢回復作業を計画的に進めていたが、桜の花つきが衰えているとの指摘が寄せられていた。

そのような中、「千秋公園の桜に役立ててほしい」という寄附の申し出を多くいただくようになり、寄附を希望する方の意思を形にするため、平成20年度に千秋公園さくらファンドを創設した。

さくらファンドに寄せられた寄附金は、「千秋公園再整備基本計画」に基づく桜の植え替えや保存のための事業に充てられている。

平成30年度から「さくらオーナー制度」を創設し、令和6年度末まで56名のさくらオーナーを認定している。

2 一つ森公園（総合公園 開設面積70.08ha）



都市環境の保全、緑の空間に囲まれた総合レクリエーション施設と憩いが享受できる基幹的な公園に相応し、スケールと風格を有する総合公園として都市計画決定された。（当初は、「金照寺山東部公園」として計画していた。）

全体計画面積71.70ha、事業年度を昭和53年度から平成18年度とし、市民の休息・鑑賞・散策・遊戯運動など総合的な利用に供することを目的に整備した。

また、緑豊かな中に静的レクリエーション施設と動的レクリエーション施設が共存できるような配置となっている。

昭和61年10月には、昭和天皇御在位60年記念健康運動公園の一つとして指定を受け、整備基本計画および基本設計の策定を行い、昭和63年度より当該区域の造成に着手した。

昭和62年4月には、中国蘭州市との友好提携5周年を記念し、自由広場内に中国の伝統的な古建築様式「六角一層瓦葺」によるあずまや『友誼亭』を建設し、本公園のシンボルとなっている。

平成4年度に工事に着手したコミュニティ体育館は、平成5年7月に竣工、平成5年8月にオープンした。緑豊かな環境の中で、明るくさわやかな外気を取り入れながら快適に利用できる体育館として好評を得ている。

なお、平成19年4月より、10種類の健康遊具などを整備したコミュニティ体育館南側広場と、公園南側地区園路が一般開放され、この完成をもって計画した全施設の整備を終了している。

（主な施設）

(1) 駐車場（5か所）	9,380㎡（普通車335台）
(2) ツツジ園	2,200㎡
(3) ナナカマドの径	850㎡
(4) 自由広場	8,500㎡
(5) サクラ広場	2,800㎡
(6) ロックカーデン	11,500㎡
(7) 日本庭園	15,000㎡
(8) 水生植物園	3,000㎡
(9) ボート池	4,200㎡
(10) 多目的広場	10,000㎡
(11) ジョギングコース	421.95m
(12) コミュニティ体育館	2,688㎡
・アリーナ棟	1,368㎡
・ラウンジ棟	1,033㎡
・コミュニティホール	287㎡（ホール内トレーニング設備あり）
(13) 旧黒澤家住宅（佐竹史料館管理）	343㎡（国指定重要文化財）
(14) 弓道場（スポーツ振興課管理）	199㎡（射場163㎡・的場36㎡）
(15) 入口広場	5,600㎡
(16) テニスコート	1,713㎡（砂入り人工芝、2面）
(17) コミュニティ体育館南側広場	4,500㎡（健康遊具10基）



【使用料】

施設の種類 (名 称)	使 用 目 的	区 分		単 位		金 額		備 考	
コミュニティ 体育館	体育	貸切使用 で入場料 を徴収し ない場合	市民 一般	全面	1 時 間 に つ き	780円			
				1/2面		390円			
				1/4面		190円			
			市民 高校生以下	全面		無 料	(390円)		
				1/2面			(190円)		
				1/4面			(90円)		
			市民以外 の一般	全面		1,090円			
				1/2面		540円			
				1/4面		270円			
	体育以外	全面	2,350円						
	体育	貸切使用で入場料を 徴収する場合		全面	2,040円				
	体育以外				7,060円				
	営利目的				16,970円				
	照明設備 530円/時間								
旧黒澤家住宅		個人	一般	1人1回 につき	150円		団体 (20人以上の 場合)		
			高校生以下		無料				
		団体	一般		120円				
			高校生以下		無料				
弓道場		個人	一般	午前	1 人 に つ き	220円		午前 (午前9時から 正午まで)	
				午後					
				夜間					
			市民 高校生以下	午前		無 料			午後 (正午から 午後5時まで)
				午後					
				夜間					
			市民以外の 高校生以下	午前		70円			
				午後					
				夜間					
		貸切	主に市民の小学 生、中学生およ び高校生が使用 する場合	1日	無 料	(1,240円)		夜間 (午後5時から 午後9時まで)	
				午前		(460円)			
				午後		(780円)			
				夜間		(620円)			
			主に小学生、中 学生および高校 生以外の者が使 用する場合	1日	3,760円		1日 (午前9時から 午後5時まで)		
				午前	1,410円				
				午後	2,350円				
				夜間		1,880円			
テニスコート		貸切	一般	1面1時間	310円				
			高校生以下	につき	無料(150円)				

金額欄の()内は、大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用する場合の金額。

3 太平山リゾート公園（総合公園 開設面積 91.01ha）



本公園は、太平山周辺の豊かで良好な自然環境と温泉を活用し、同地を四季を通じて魅力あるリゾート地として整備し、市民の健康増進や広域観光の拠点として集客力を高め、地域産業の活性化を図ることを目的に、平成元年3月策定の「秋田市太平山リゾートパーク総合整備計画調査報告書」に基づき、元年度から整備を進め、平成3年8月に中心施設であるクアドーム「ザ・ブーン」のオープンに合わせ、リゾート公園として一部開設している。

また、経済・社会情勢の変化に対応するため、平成6年度には、事業全体の見直しを行い、メインコンセプトを市民開放型・市民福祉型の「シビック・リゾート」として、市民をはじめ、より多くの人々が気軽に訪れ、楽しむことができる公園をめざし、市が主体となって整備することとした。

この見直し計画では、平成8年度から平成22年度まで、花公園、展望風呂付大広間、新キャンプ場・新オートキャンプ場、ワイルドフラワーの丘、水の庭園、芝生広場、コテージ、工芸体験学習館、クライנגアルテン等の施設を整備計画した。

なお、平成13年9月には、同見直し計画の改訂版を作成し、新たに、グラウンドゴルフ場、木立の丘（ワイルドフラワーの丘を見直し）を整備計画に加えたほか、計画期間を平成8年度から平成27年度までの20年間とし、第一期10年、第二期10年に分けて整備することとした。平成20年6月末に花公園センターガーデンが完成し、併せて危険箇所への防護柵の設置や一部芝生広場の造成工事を行い、整備を概成した。

現在、クアドームのほか、オートキャンプ場、トレーラーハウス、テニスコート、花公園エントランス広場、グラウンドゴルフ場等が完成しており、市民をはじめ、年間30万人を超える利用者から、リーズナブルな料金で楽しんでいる。

リゾート公園施設およびスキー場については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、第五期目となる令和6年度から5年間、引き続き、太平山観光開発株式会社が指定管理者として管理運営している。

（主な施設）

（1）クアドーム・展望風呂付大広間（愛称「ザ・ブーン」）

供用開始	平成3年8月29日（展望風呂付大広間 平成9年4月）
ア 建設費	約4,920,000千円（クアドーム約4,560,000千円＋展望風呂約360,000千円）
イ 建設	
・クアドーム	第三セクター太平山観光開発(株)
・展望風呂	秋田市
ウ 施設概要	
・全体	建築面積 約 7,288.47㎡ 延床面積 約 11,582.47㎡

- ・クアドーム

構 造	鉄筋コンクリート造、膜屋根造、地上2階地下1階
最大高さ	約24m
最大直径	約100m
建築面積	約6,680㎡
延床面積	約10,690㎡(内プール室3,430㎡)
施設内容	【プール】 センタープール、流れるプール、ジャグジープール、ウォータースライダー、屋外プール等 【リラックス室】 【レストラン】 【売店】 【無料休憩所】
- ・展望風呂

構 造	鉄筋コンクリート造、地上1階地下1階
建築面積	約608.47㎡
延床面積	約892.47㎡
施設内容	【風呂】 ヒノキ風呂、岩風呂、寝湯、湿式低温サウナ、露天風呂等 【大広間】

(2) 総合案内所（新オートキャンプ場管理棟） 供用開始 平成11年4月1日

- ア 建設費 約64,000千円
- イ 施設概要 木造平屋建 265.59㎡
受付カウンター、ロビー、車椅子対応トイレ、シャワー等

(3) トレーラーハウス 供用開始 平成19年8月1日

- ア 建設費 約80,000千円（平成9年度造成費）
- イ 施設概要 0.80ha
トレーラーハウス5台（家型）、冷暖房、キッチン、冷蔵庫、トイレ、シャワー、木製デッキ等

(4) 新オートキャンプ場 供用開始 平成11年4月27日

- ア 建設費 約100,000千円
- イ 施設概要 テントサイト18区画、電源、炊事棟、シャワー等

(5) ピクニックの森 供用開始 昭和56年

（オートキャンプ場平成6年8月1日）

- ア 建設費 約70,000千円（オートキャンプ場）
- イ 施設概要 5.6ha
バンガロー4棟、フリーテントサイト(貸しテント10張 無料)、炊事場、車椅子対応トイレ、運動広場、水の広場、子供の広場、郷土料理広場、休憩所、オートキャンプ場(テントサイト15区画、電源、炊事棟、シャワー等、利用料金は新オートキャンプ場と同じ)

(6) テニスの森 供用開始 平成6年8月1日

- ア 建設費 約280,000千円
- イ 施設概要 1.95ha

砂入り人工芝7面（内4面ナイター設備）、クラブハウス、シャワー等

(7) グラウンド・ゴルフ場 供用開始 平成15年11月1日

ア 建設費 約210,000千円

イ 施設概要 3.3ha（森林学習館0.4ha含む）

4コース32ホール（芝生面積約2.8ha：コースレイアウト自由）

休憩所（延べ床面積約210㎡：休憩スペース、トイレ、受付等）

電気設備（放送設備、避雷設備）、あずまや、水飲み場

(8) 森林学習館「木こりの宿」 供用開始 昭和63年4月1日

ア 建設費 約240,000千円

イ 施設概要 木造2階建、延床面積 693.57㎡

大研修室（無料休憩室、研修45名収容）、和室6室（宿泊定員29名）、温泉浴場、洗面所、水洗トイレ（車椅子対応）

(9) 太平山スキー場「オーパス」 供用開始 平成4年12月20日

（ゲレンデ部分の118haは太平山リゾート公園外の施設）

ア スキー場（ゲレンデ部分）

・建設費 約3,030,000千円

・施設概要 ゲレンデ部分面積約118ha

標高差195m（標高330m～135m）、最大斜度25°、ゲレンデ6コース（総延長6km）、高速クワッドリフト1基、ペアリフト2基、人工降雪機4台、ナイター設備、圧雪車2台等

イ オーパスプラザ（リゾート公園休憩所）

・建設費 約193,000千円

・施設概要 鉄筋コンクリート造平屋建 1,492.47㎡

受付カウンター、ロビー（レンタルショップ、売店、コインロッカー、更衣ブース等）、休憩所（レストラン）、救護室、水洗トイレ（車椅子対応）、駐車場（3か所）等

(10) 植物園 供用開始 平成元年6月

植物園は、市民が緑への関心を高め、森林や植物を大切にする意識をつくりだすとともに、生涯学習の分野を広げ、市民文化の育成に寄与することを目的とし、仁別字マンタラメ地内に昭和59年より造成したもので、市制100周年の平成元年6月から一般市民に開放している。

ア 施設概要 9.30ha

植栽樹木 約250種、約4,000本

自然林 452種（高木109種）

あずまや 1棟

林間歩道 1,730.2m

駐車場 1,566.0㎡（50台収容）

(11) 花公園

エントランス広場、センターガーデン広場に花木を植栽し、四季それぞれの景色や散策を楽しむことができる。

平成12年4月エントランス広場（芝生広場、シンボル花壇、休憩所付トイレ（多目的トイレ付）、散策路等）を供用開始している。

平成20年7月にセンターガーデンを供用開始した。

(12) 太平山自然学習センター「まんだらめ」 供用開始 平成15年8月22日 秋田市教育委員会太平山自然学習センター所管

ア 建設費 約2,400,000千円

イ 施設概要 敷地面積 40,450㎡

鉄筋コンクリート一部3階建、建物面積5,285㎡

（本館4,235㎡、大屋根研修棟793㎡、炊事棟257㎡）

ウ 宿泊定員 本館宿泊室 （17室）188人

キャンプ場テント（37張）185人

【利用料金】

施設の種類 (名称)	単 位	区分						
		高齢者	一般	高校生	中学生	小学生	未就 学児	3歳 未満
ザ・ブーン	1人1日	785円 ※705円		625円 ※550円		470円 ※390円		無料
	1人1年	18,860円		15,070円		11,300円		無料
トレーラー ハウス	日帰り / 1台	6,285円(市民以外 9,425円)						
	宿泊 / 1台	17,285円(" 20,425円)						
オート キャンプ場	日帰り / 1区画	1,615円(" 3,235円)						
	宿泊 / 1区画	3,235円(" 6,470円)						
バンガロー	宿泊 / 1棟	800円						
テニスの森	1面1時間	310円		高校生以下無料(市民以外 150円)				
		夜間照明 580円						
グラウンド・ゴルフ	1人1日	470円		高校生以下無料(市民以外 235円)				
木こりの宿	入浴 / 人	310円				155円	無料	
	宿泊/1人/素泊まり	(入湯税込) 4,705円				3,615円	無料	
	研修室・1階	4時間未満2,410円 4時間以上5,970円						
	和室・2階	4時間未満1,780円 4時間以上3,560円						
オーパス (リフト料金)	1日券	2,355円 ※2,120円	3,140円 ※2,825円			1,570円 ※1,410円		
	4時間券	1,410円	1,885円			940円		
	シーズン券	23,570円	31,420円			15,710円		
	ナイターシーズン券	14,140円	18,855円			9,425円		
まんだらめ	宿泊使用							
	・ 宿泊室	一般 2,600円/人、 小学生および中学生 1,300円/人 小学生未満 無料						
	・ テントサイト	1,800円/張						
	・ 浴室	小学生以上 150円/人 (テントサイト利用者)						
	・ 朝食	未就学児	600円	昼食	600円	夕食	750円	
		小学生	650円		650円		800円	
		中学生以上	700円		700円		850円	
	・ シーツクリーニング代	330円						

・※は15名以上の団体で使用する場合は料金

・利用料金を免除できる場合

- ①秋田市功労者等の待遇に関する条例施行規則および秋田市文化振興条例施行規則に規定する市の公の施設の利用に係る優待証の贈呈を受けた者
対象施設：ザ・ブーン、オーパス、グラウンド・ゴルフ、まんたらめ
- ②身体・知的障がい者福祉厚生団体が福祉厚生、健康増進活動の目的で利用する場合
対象施設：ザ・ブーン
- ③特別支援学校等が教育活動の目的として利用する場合
対象施設：ザ・ブーン

・利用料金を減額できる場合

- ①太平山自然学習センターを教育活動で利用した場合
中学生：625円を310円に減額、小学生：470円を235円に減額
対象施設：ザ・ブーン
- ②秋田市グラウンド・ゴルフ協会および秋田市体育協会が主催する大会等に参加する利用者
470円を235円に減額
対象施設：グラウンド・ゴルフ

4 雄物川河川緑地（緑地 開設面積 42.86ha）

市民が自由に利用できる運動広場の必要性が高まってきたことから、昭和51年、河川公園を整備することを目的に、国土交通省（旧建設省）より雄物川河川敷の占用許可を受けたものである。

その後、国庫補助事業および市単独事業によって緑地広場や野球場等が整備され、昭和54年12月に開設した。

（主な施設）

（1）河川緑地（茨島六丁目～七丁目地先）

市民が自由に利用できる運動広場として占用許可を受け整備した。

・ 占用面積 8.27ha

（2）豊岩運動広場（豊岩豊巻字昼寝地内）

豊岩地区の住民要望により占用許可を受け整備した。

・ 占用面積 3.4ha

（3）水辺の広場（新屋三ツ小屋地内）

水と親しめる快適な水辺空間として、市民に親しまれている。

・ 占用面積 1.13ha

（4）秋田リバーサイドグリーン（牛島字西潟敷地内～仁井田字新中島地内）

手頃な料金で気軽に利用できるゴルフ場として、平成5年6月にオープンした。

・ 内 容 9ホール、2,601ヤード パー36

・ 占用面積 25.52ha

（5）多目的広場（仁井田字下新田地内）

・ 占用面積 2.02ha

（6）その他の施設（仁井田字新中島地内）

野球場2面、ゲートボール場4面、テニスコート4面（全天候型）

・ 占用面積 9.94ha

【使用料】

施設の種類	一般	高校生以下		単位
野球場	610円	無料	(300円)	1面1時間につき
テニスコート	150円		(70円)	

（ ）内は、大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用する場合の金額。

5 御所野総合公園（総合公園 開設面積 11.43ha）

地域振興整備公団（現・独立行政法人都市再生機構）への委託工事によって平成3年度から平成7年度まで事業費2,280,000千円をもって整備し、平成8年3月に開設された。

また、平成22年5月に改修された複合遊具は、近隣住民をはじめ、多くの市民から好評を得ている。

（主な施設）

- (1) 駐車場（2か所） 4,200㎡（収容台数142台）
- (2) 多目的広場 4,500㎡
- (3) 野外ステージ 2,100㎡（1,000人収容）
- (4) 複合遊具（1式） 6種類（複合遊具、スイング遊具、ロックブロック等）
- (5) テニスコート 3面（全天候型）
- (6) 球技広場 9,200㎡
- (7) 弥生っこ村 5,000㎡
（観光文化スポーツ部文化振興課管理）
- (8) 休憩所（更衣室、トイレ等） 2棟
- (9) 管理棟 1棟
- (10) せせらぎ 190m
- (11) カリオン時計 1基

【使用料】

施設の種類	一般	高校生以下	単位
テニスコート	150円	無料 (70円)	1面1時間につき

（ ）内は、大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用する場合の金額。



6 御所野ふれあい地区公園（地区公園 開設面積 3.90ha）

本公園は、御所野ニュータウンの西側入口に位置し、都市計画道路南部中央線を挟み、「秋田県中央地区老人福祉総合エリア」に隣接している。

公園の計画にあたっては、地域住民の意見が公園づくりに反映されるようワークショップを開催し、地域振興整備公団への委託工事によって平成10年度から平成12年度までに846,600千円をもって整備し、平成13年3月に開設した。

（主な施設）

- (1) シンボルタワー 1棟
- (2) あずまや 1棟（トイレ、木製デッキ）
- (3) パーゴラ 1棟
- (4) 駐車場 収容台数39台（2か所）
- (5) 草原広場 大きな草原3,150㎡、小さな草原1,530㎡
- (6) 花壇 204㎡

7 花木観光農園

市街地から約30km離れた雄和向野の山里型の森と沼に囲まれた、自然景観に優れた丘陵地帯にある。

「山村と都市協同の山村振興モデル事業」として国の指定を受け、昭和49年度より3ヶ年継続事業にて、総事業費約120,000千円をもって整備した。

見本生垣に囲まれた花木園（苗畑）1.3ha、観光農園（果樹）1.0ha、自然植林帯道路敷地約2.7haからなり、管理棟、あずまや、トイレ、グリーン広場等を設け、緑豊かな市民の憩いの場として利用されている。

8 山王帯状緑地（緑道 開設面積0.9ha）

山王第二地区土地区画整理事業区域内および緑化推進モデル地区内にある、幅10m、延長約900mの帯状緑地で、国道および準工業地域と住居専用地域の緩衝緑地の役割を果たしている。また、歩行者の安全性、快適性を確保するため、都市計画公園整備事業として、昭和53年度から3ヶ年継続事業で園路、遊歩道、花壇、ベンチ等を整備したものである。

平成23年度に、園路のバリアフリー化を実施した。

9 山王官公庁緑地（緑道 開設面積1.2ha）



県庁、市役所等の官公庁に隣接し、山王土地区画整理事業で確保された幅約20m、延長約610mの緑地である。都市公園整備事業として昭和54年度から2ヶ年継続事業で整備し、市民の散策、休憩の場として、また災害時における避難路として、快適性の確保を目的とした植樹帯および歩行者の散策路を設置している。

10 八橋運動公園（運動公園 開設面積 22.34ha）

観光文化スポーツ部スポーツ振興課管理

八橋運動公園は、秋田駅から西側へ約4kmの八橋地区に位置している。緑濃い日吉神社を含むこの地域は、市民が春秋の行楽やスポーツに親しんできたところで、官庁街に近く、交通の便にも恵まれた環境となっている。

この公園は、昭和16年に建設された陸上競技場、野球場、相撲場を基に、昭和28年に球技場、昭和30～昭和31年に50mプール（平成14年度解体）、昭和32年にテニスコート6面を新設するなど順次整備し、昭和36年と平成19年には、2度にわたって国民体育大会が開催されるなど秋田市におけるスポーツシーンの中核を担っている。

また、昭和59年と平成23年には、全国高等学校総合体育大会の競技・練習会場、平成13年にはアジアで初めて開催された第6回ワールドゲームズ秋田大会の総合開会式などが行われた思い出の地でもある。

さらに、平成26年度には、市民ニーズへの対応と競技力向上を目的に第2球技場（スペースプロジェクト・ドリームフィールド）を人工芝化するなどスポーツ拠点施設としての整備も進めており、平成30年度には、陸上競技場に大型映像装置や照明塔などを設置した。

（主な施設）

- (1) 陸上競技場（ソユースタジアム） 一周400m 8コース（第二種公認）
（夜間照明付）
収容人員 19,845人
- (2) 硬式野球場（さきがけ八橋球場） 両翼100m、中堅122m
収容人員 16,421人
- (3) テニスコート 砂入人工芝コート 6面（うち2面夜間照明付）
グリーンサンドコート 4面
- (4) 球技場（秋田スポーツPLUS・ASPスタジアム）
収容人員 4,992人（夜間照明付）
- (5) 相撲場 収容人員 2,000人（上屋付）
- (6) 第2球技場（スペースプロジェクト・ドリームフィールド）
収容人員 730人（夜間照明付）
- (7) 多目的グラウンド （夜間照明付）

11 天徳寺山墓地公園（墓園 開設面積17.51ha・墓城含む 21.76ha）

市民生活部生活総務課所管

天徳寺山墓地（平和公園）は、市街地の北側約2kmの地点に位置する通称「天徳寺山」一帯約70haの丘陵にあり、明るい近代的な墓地公園である。

第一期工事（昭和41年度～昭和45年度）で1,617区画、第二期工事（昭和48年度～昭和52年度）で1,151区画、第三期工事（昭和55年度～昭和59年度）で1,625区画を整備したほか、平成元年度、平成4年度および平成8年度に追加整備を行い、現在の総区画数は5,284区画となっている。

また、平成30年に、合葬墓を新たに整備した。

12 大森山公園（総合公園 開設面積 69.31 ha）

観光文化スポーツ部大森山動物園所管

大森山公園は秋田市南西部に位置し、山頂から北側に緩やかに広がる丘陵地の自然豊かな景観を、市民が自然に親しむことができるよう、昭和45年より総工費1,291,000千円（昭和45年度～昭和52年度）の事業費をもって造成した。

山頂の展望台（標高123.49m）からは、市街地と太平山の山並みが一望できるほか、北は男鹿半島、遠くは白神山地の山並みも望むことができる。

また、山頂付近に林立するテレビ塔は、古くから秋田市の特徴的な風景として多くの人々に親しまれている。

なお、平成24年度からは、大森山動物園を核とした一体的な管理を行うこととして、所管替えを行った。平成28年11月には、グリーン広場にテントなどを収納できる防災機能四阿を2棟新設した。

（主な施設）

- | | | |
|--------------|-------------------------------|------------------------------|
| (1) 老人と子どもの家 | 977.87 m ² | （福祉保健部所管） |
| (2) キャンプ場 | 3,000 m ² | |
| (3) 動物園 | 150,070 m ² | |
| | （うち塩曳潟20,100 m ² ） | |
| (4) 蒸気機関車 | D51232型 | （平成27年度補修） |
| (5) グリーン広場 | 14,000 m ² | |
| (6) 展望台 | 900 m ² | |
| (7) あやめ園 | 700 m ² | |
| (8) 彫刻の森 | 20点 | |
| (9) 駐車場 | 20,866 m ² | （606台収容、うち第一駐車場に障害者等用駐車区画4台） |

13 北野田公園（地区公園 開設面積 5.60 ha）

観光文化スポーツ部スポーツ振興課所管

北野田公園は、秋田市河辺地区の中心部に位置しており、地域住民のスポーツ・レクリエーションや憩いの場に加えて、平成19年度秋田わか杉国体における硬式テニス会場としての活用を図ることを目的に、平成14年度から整備に着手し、園内道路、駐車場、芝生広場、テニスコート等を整備した。

また、平成18年11月よりオープンした屋根付多目的広場は、冬期間でも利用できる運動場として好評を得ている。

（主な施設）

- | | |
|--------------|--|
| (1) 駐車場 | 3,620 m ² （103台収容） |
| (2) 芝生広場 | 8,890 m ² |
| (3) 大型複合遊具 | 1基 |
| (4) 屋外テニスコート | 6,080 m ² （砂入り人工芝 8面） |
| (5) 屋根付多目的広場 | 2,498.38 m ² |
| | （アリーナ2,132.55 m ² 、管理棟365.83 m ² ） |

主な公園整備事業の概要(令和7年度)

1 千秋公園（総合公園）

本公園は、市中央部に位置し、佐竹藩主の久保田城跡を活用した公園であり、千秋公園再整備基本計画（平成30年3月改定）に基づき、これまで継承してきた千秋公園の歴史と、まちの中で育まれてきた自然環境を活かすとともに、誰もが利用しやすい公園づくりを目指し、千秋公園の再整備を行う。

令和7年度は、駐車場の整備や、さくら更新等のさくら景観整備などを予定している。

2 グリーンインフラ公園緑地整備事業

緑の基本計画に基づき、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の再整備を、同計画の緑化重点地区である秋田駅周辺地区および檜山・牛島地区において実施する。

令和7年度は、広面樋ノ口第二児童遊園地の再整備を予定している。

3 都市公園バリアフリー化事業

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」に基づき、誰でも安全で安心して利用できる公園とするため、バリアフリー化を図るべき公園施設（園路および広場、駐車場、トイレ）の改修を行い、公園の再整備を行う。

令和7年度は、八橋鯨沼街区公園の再整備を予定している。



従 来

バリアフリー化
参考例



改修後

4 公園施設長寿命化整備事業

老朽化している公園施設について、「公園施設長寿命化計画」に基づき計画的に更新や修繕を行い、延命化を図っている。原則として公園面積2ha以上の都市公園を対象とするが、遊戯施設については、面積要件はない。

令和7年度は、秋操近隣公園のテニスコートと大川端带状近隣公園の防護柵の更新を予定している。

公園の管理

公園愛護協力会（昭和54年設置）

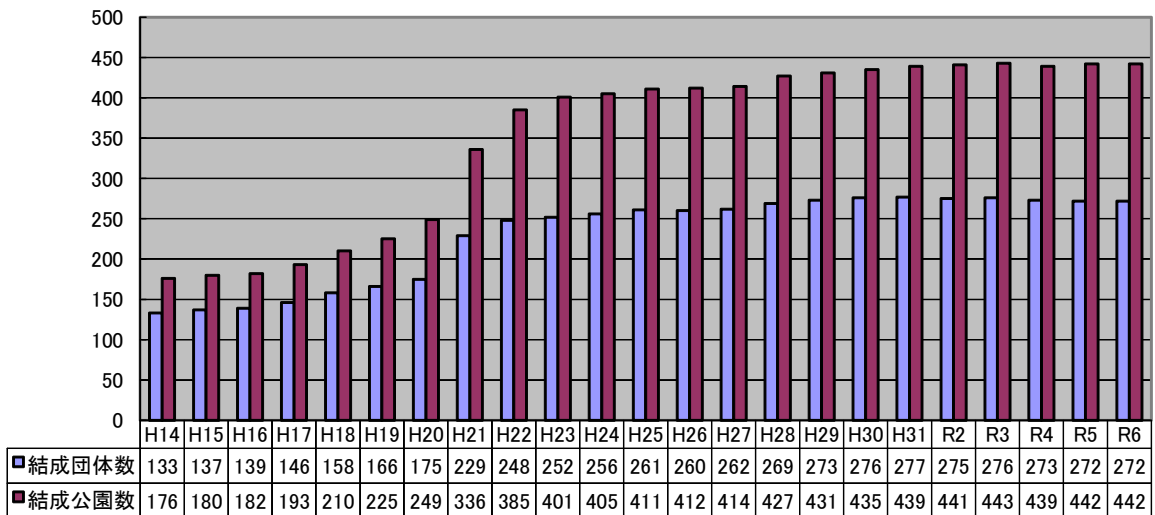
昭和54年度に、地域住民の自発的な協力のもとに「公園愛護協力会」が結成され、行政と連携を図りながら街区公園等の維持管理に努めている。（市内7地域の市民サービスセンターで実施）

令和7年3月末現在

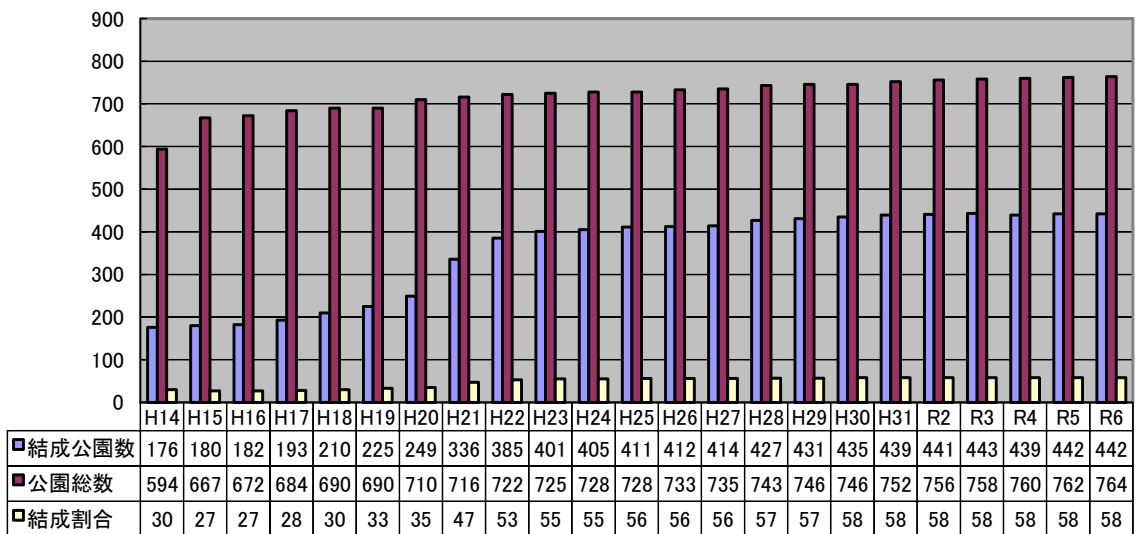
団 体 数 272団体

管理公園数 442公園（結成割合58%）

公園愛護協力会結成の推移



公園総数に占める結成公園数の割合



※公園総数＝都市公園＋児童遊園地等＋その他公園＋その他緑地

都市緑化の推進

1 保存樹について

(「秋田市都市緑化の推進に関する条例」第3章 保存樹の指定等)

保存樹指定別内訳表

令和7年3月末現在

指 定 別	指定箇所	指定本数	解除箇所	解除本数	現況箇所	現況本数
単独樹木	180	322	64(17)	112	116	210
樹 林	5	1,011	-(3)	5	5	1,006
貴重樹木	42	598	8(1)	141	34	457
並 木	16	298	2(13)	58	14	240
計	243	2,229	74(34)	316	169	1,913

保存樹指定、解除年度別一覧表

令和7年3月末現在

指定年度	指定箇所	指定本数	解除箇所	解除本数	箇所数	本数
S49	98	1,247	—	—	98	1,247
50	27	699	—	—	125	1,946
51	20	38	—	—	145	1,984
52	18	23	3	18	160	1,989
53	25	25	—	—	185	2,014
54	12	12	—	—	197	2,026
55	10	11	—	—	207	2,037
56	6	8	3	3	210	2,042
57	5	5	—	—	215	2,047
58	3	4	1	1	217	2,050
59	5	137	4(1)	146	218	2,041
60	—	—	1	1	217	2,040
61	4	9	2	2	219	2,047
62	—	—	—	—	219	2,047
63	5	5	3	3	221	2,049
H元	—	—	2(1)	4	219	2,045
2	—	—	—	—	219	2,045
3	—	—	10(6)	38	209	2,007
4	—	—	—	—	209	2,007
5	—	—	2(1)	4	207	2,003
6	—	—	—	—	207	2,003
7	1	1	3(1)	7	205	1,997
8	—	—	2(1)	3	203	1,994
9	1	1	1(3)	6	203	1,989
10	—	—	—	—	203	1,989
11	1	1	6(1)	10	198	1,980
12	1	2	1(2)	6	198	1,976
13	—	—	—	—	198	1,976
14	—	—	-(1)	1	198	1,975
15	—	—	—	—	198	1,975
16	—	—	1	1	197	1,974

指定年度	指定箇所	指定本数	解除箇所	解除本数	箇所数	本数
17	—	—	—	—	197	1,974
18	—	—	1	7	196	1,967
19	—	—	—	—	196	1,967
20	—	—	—	—	196	1,967
21	—	—	—	—	196	1,967
22	—	—	—	—	196	1,967
23	—	—	—	—	196	1,967
24	—	—	19(11)	39	177	1,928
25	1	1	2(1)	3	176	1,926
26	—	—	—	—	176	1,926
27	—	—	—	—	176	1,926
28	—	—	—	—	176	1,926
29	—	—	—	—	176	1,926
30	—	—	—	—	176	1,926
R元	—	—	—	—	176	1,926
R2	—	—	7(4)	13	169	1,913
R3	—	—	—	—	169	1,913
R4	—	—	—	—	169	1,913
R5	—	—	—	—	169	1,913
R6	—	—	—	—	169	1,913
計	243	2,229	74(34)	316	169	1,913

() は指定本数（複数）の一部を解除したものであり、箇所の解除は行っていない。

2 緑地協定

令和7年3月末現在

- ・町内緑化 5町内会（御所野地蔵田五丁目C地区他）231戸
- ・工場緑化 一事業所

年度別緑地協定実績表

年 度	町 内 緑 化			工 場 緑 化	
	箇所数 (箇所)	戸 数 (戸)	本 数 (本)	箇所数 (事業所)	本 数 (本)
S 5 0	4	4 8 8	1, 4 4 0	1 0	3 1 3
5 1	5	6 7 4	2, 0 9 5	—	—
5 2	4	5 2 3	1, 6 9 4	1 0	2 0 9
5 3	2	2 1 6	6 4 8	1 0	2 7 0
5 4	2	9 5	2 3 3	1 0	3 0 0
5 5	1	1 4 7	2 9 4	8	1 4 8
5 6	1	7 7	2 3 1	7	1 6 5
5 7	2	2 6 8	1 1 0	—	—
5 8	4	3 8 4	7 6 8	—	—
5 9	1	1 0 0	1 9 3	—	—
6 0	—	—	—	—	—
6 1	—	—	—	1	—
6 2	—	—	—	—	—
6 3	1	1 8 4	1 0 9	1	1 5
H 元	1	6 2	6 2	—	—
2	1	6 1	6 1	—	—
3	2	8 0	8 0	—	—
4	1	1 8 2	1 0 6	—	—
5	2	1 3 1	1 3 1	—	—
6	—	2 2 3	1 3 9	—	—
7	1	1 0 1	9 4	—	—
8	2	2 4 0	1 2 0	—	—
9	3	3 3 0	2 2 4	—	—
1 0	2	3 3 1	1 1 6	—	—
1 1	4	9 8 8	3 6 0	—	—
1 2	3	2 7 2	2 0 6	—	—
1 3	2	3 0 9	6 9 0	—	—
1 4	2	1 6 1	6 3	—	—
1 5	—	—	4 2	—	—
1 6	—	—	5 2	—	—
1 7	2	1 2 1	7 8	—	—
1 8	1	2 9	4 1	—	—
1 9	1	4 8	6 0	—	—
2 0	1	3 3	5 2	—	—
2 1	—	—	8 0	—	—
2 2	—	—	1 0 7	—	—
2 3以降	—	—	—	—	—
計	5 8	6, 8 5 8	1 0, 7 7 9	5 7	1, 4 2 0

3 空閑地の除草

(「秋田市都市緑化の推進に関する条例」第4章 空閑地の美化)

空閑地：利用されずに放置されている土地（更地）

年度別空閑地除草指導件数実績表

年 度	除 草 指 導 件 数	年 度	除 草 指 導 件 数
S 4 9	4 1 0 件	H 1 2	6 2 件
5 0	6 3 6	1 3	4 5
5 1	6 6 8	1 4	3 8
5 2	6 5 8	1 5	5 0
5 3	6 9 1	1 6	5 9
5 4	8 5 6	1 7	4 4
5 5	7 0 9	1 8	4 9
5 6	1, 1 0 7	1 9	5 1
5 7	1, 2 4 9	2 0	4 8
5 8	1, 4 8 6	2 1	4 5
5 9	1, 3 2 8	2 2	4 1
6 0	1, 2 2 7	2 3	4 5
6 1	7 5 0	2 4	4 5
6 2	9 3 5	2 5	4 2
6 3	1, 2 0 5	2 6	6 7
H 元	1, 0 0 5	2 7	5 2
2	1, 2 3 5	2 8	5 1
3	8 7 4	2 9	3 8
4	8 9 0	3 0	4 3
5	8 0 3	R 元	5 0
6	6 6	R 2	5 2
7	7 8	R 3	3 5
8	6 3	R 4	5 1
9	8 6	R 5	4 9
1 0	7 3	R 6	6 3
1 1	8 2		
合 計 2 0, 3 8 5 件			

※昭和49年度～平成5年度までは、すべての空閑地を対象として指導。

平成6年度以降は、電話などにより除草依頼があった空閑地を対象として指導。（指導は市内7地域の市民サービスセンターで実施）

※貸出用草刈機 11台（アメリカシロヒトリ防除室に配備）

「秋田市都市緑化の推進に関する条例」第15条（勧告）

市長は、雑草が繁茂する等空閑地を放置しておくとき著しく美観を損ない、又は良好な生活環境の確保に支障があると認めるときは、当該空閑地の所有者等に対し、雑草の除去その他の必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

4 緑のまちづくり活動支援基金による助成

都市緑化支援制度として、「緑のまちづくり活動支援基金」を公益財団法人 秋田市総合振興公社が実施主体となり、多様化する市民による都市緑化活動を支援する。

【受付期間】

4月1日～7月31日まで（連絡先 018-829-0221）

【助成事業内容】

身近な緑と花いっぱい活動部門

(1) 花苗のための支援コース

助成額：事業費の1／2以内で、上限2万円まで



(2) 花と緑いっぱい活動支援コース

助成額：事業費の1／2以内で、上限5万円まで



(3) 保存樹の支援コース

助成額：事業費の1／2以内の金額で、上限30万円

※同一樹木の申請は、前助成金交付から10年以上の経過が必要。

令和6年度実績

事業名	助成対象	助成件数(件)	助成金額(円)
(1) 花苗・生垣のための支援コース	町内会等	85	1,370,761
(2) 花と緑いっぱい活動支援コース	商店会等	6	255,150
(3) 保存樹の支援コース	団体等	3	751,250
合 計		94	2,377,161

5 花と緑の相談所（一つ森公園コミュニティ体育館内）

植栽管理や病虫害防除等の指導・相談に応じ、市民の花と緑への意識を高め、うるおいと緑豊かなまちづくりを推進するため昭和62年度より設置している。

令和7年度の開設は次のとおり

開設期間 4月1日～10月31日

開所日 火曜日・金曜日（祝日を除く）

開所時間 午前9時～午後4時30分

連絡先 018-831-0087

「花と緑の相談所」相談件数

年度	相談件数	移動相談	1日平均件数
H13	1,032	1回（94名）	5.3
14	973	1回（46名）	4.0
15	1,097	1回（20名）	4.9
16	1,021	1回（17名）	5.3
17	815	1回（14名）	4.5
18	810	1回（24名）	4.5
19	413	1回（21名）	6.8
20	377	1回（21名）	6.7
21	276	1回（23名）	4.6
22	206	1回（28名）	3.4
23	121	—	2.0
24	23	—	1.4
25	103	—	1.7
26	102	—	1.7
27	165	—	2.5
28	152	—	2.5
29	100	—	1.6
30	202	—	3.3
R元	206	—	3.4
R2	207	—	3.5
R3	224	—	3.7
R4	233	—	3.8
R5	161	—	2.6
R6	147	—	2.4

6 東北自然歩道「新・奥の細道」

豊かな自然環境や歴史的環境にふれ、人間性の回復とふるさとを再認識しようという提唱によって、自然歩道を整備したものである。

市内8コースは、総事業費7,800万円、平成5年度から2年間で県が整備し、管理は秋田市が行っている。

(1) 豪族の館跡をめぐるみち

上新城道川から二つの中世の館跡を訪ねて飯島前田表に至る14.9km。観光リンゴ園、窯場沼などがある。

(2) 久保田の昔、千秋の奥座敷へのみち

広面赤沼から上新城道川までの藩政時代の史跡と手形山、大滝山自然公園をめぐる13.8km。久保田藩主に関連した社寺や鉱業博物館などがある。

(3) 旭川の清流をさかのぼるみち（支線）

添川長田から仁別までのサイクリングロードを利用した7.2km。国指定重要文化財の藤倉水源地や由緒ある史跡などがある。

(4) 日本海を望むみち

豊岩石田坂から大森山を回って新屋大川町に至る9.7km。梅林園、池沼、桜並木などがある。

(5) 潮風と森林浴のみち

下浜下野から国見山経由で豊岩大日沢までの8.8km。海水浴場、ヤブツバキ、カタクリの群生地などがある。

(6) 修験者の辿ったみち

大仙市協和小種から5分ほどで秋田市雄和新波に入り、竹の花公園経由で高尾温泉までの11.2km。新波神社、太平薬師のお堂、保食神社などがある。

(7) 海と川の蛇行を眺めるみち

石川を起着点とし、高尾山の横長根を経由する9.9kmの周回コース。高尾山荘、雄物川や日本海の望める展望台、近くには高尾神社奥宮などがある。

(8) 雄物川舟めぐりのみち

雄和の水沢橋のたもとから雄物川沿いを下流へ流れる4.7km。八幡神社、白根館跡、川沿いには桜などがある。

アメリカシロヒトリ防除対策

1 経 緯

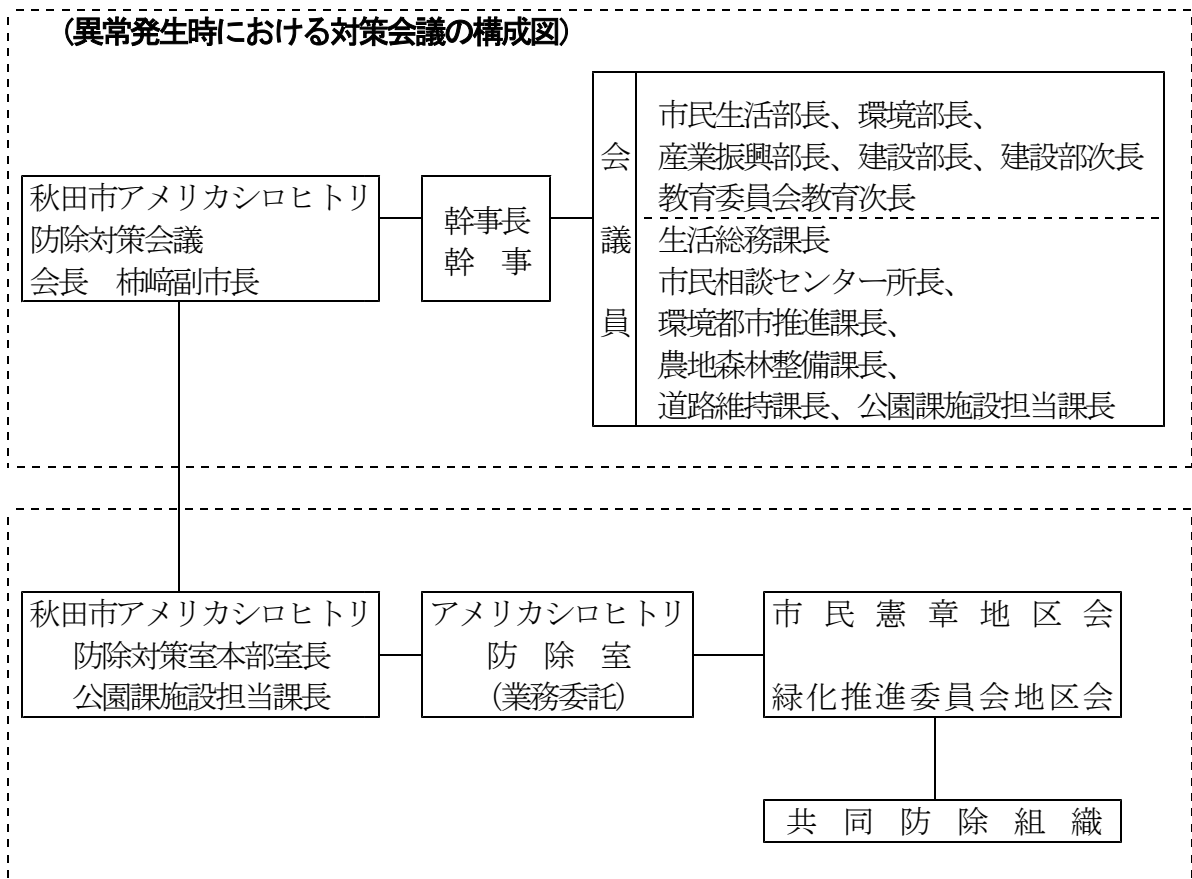
アメリカシロヒトリは、昭和42年、秋田市の旧国鉄土崎工場構内の樹木に発生して以来、年々その発生区域が拡大し、昭和46年の二化期に至っては、その分布区域は、2,500haとなり、同47年には6,500ha、同48年には市街地全域におよび約7,000haまで広がった。

この年に防除対策を強化するためプロジェクトチームによる秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議を設置し、以後防除の徹底を図っている。

2 構 成

昭和48年3月20日、秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議を設置するとともにアメリカシロヒトリ防除室を設け、その防除に努めてきた。

昭和52年度からは、その事業を公園課の経常的業務としていたが、平成17年度より業務委託としている。



3 事 業

(1) 発生の調査

委託業者が常時パトロール、その結果について報告又は対応する。

第一化期 6月上旬～7月下旬

第二化期 8月上旬～9月下旬

(2) 広報活動

本害虫の生態、習性、防除方法等を市民に周知するため、広報あきた、HP等を利用する。

(3) 防除方法の指導・相談

市民の問合せに対し、効果的な防除方法等の指導・相談を行う。

(4) 防除器具の貸出しと薬剤の交付

個人で防除を行う場合は、高枝切鋏や噴霧機の貸出しを行っている。

また、町内会などで集団防除を行う場合は、噴霧機の貸出しに併せて薬剤の無償交付を行っている。

(5) 防 除

公園課所管の公園および道路維持課所管の街路樹等について、調査および防除を行う。

(6) 年度別防除実績表

項 目		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
委託防除 本 数	アメシロ	549	316	787	568	422	1,244
	アメシロ以外	42,586	21,723	28,046	38,455	19,808	25,766
小 計		43,135	22,039	28,833	39,023	20,230	27,010
町内共同 防除本数	アメシロ	7,257	12,652	12,815	12,447	2,902	4,828
	アメシロ以外	4,963	6,358	6,178	4,599	13,519	10,386
小 計		12,220	19,010	18,993	17,046	16,421	15,214
被害本数	アメシロ	7,806	12,968	13,602	13,015	3,324	6,071
	アメシロ以外	47,549	28,081	34,224	43,054	33,327	36,152
小 計		55,355	41,049	47,826	56,069	36,651	42,223
薬剤使用量 (ml)	委託防除	11,200	8,500	14,000	9,000	9,000	9,000
	町内共同防除	17,100	18,400	16,800	18,000	18,300	23,300
小 計		28,300	26,900	30,800	27,000	27,300	32,300
貸出件数	防除機材	108	133	114	98	105	87
相 談 要 望 件 数		25	32	34	25	20	58

▼アメリカシロヒトリの幼虫



▲薬剤防除風景

太平山県立自然公園

秋田市・五城目町・上小阿仁村の3市町村にまたがる太平山県立自然公園には、標高1,170.4mの主峰太平山をはじめ、馬場目岳・赤倉岳・白子森など標高1,000m以上の連峰がそびえ、旭川・馬場目川・岩見川・小阿仁川の源ともなっている。

また、これらの河川による浸食が激しいため、滝や溪谷も随所に見られ、多くの景勝地に恵まれている。

太平山は、古くから信仰の山として知られ、現在でも大小の社殿や登山道のかたわらに残る石仏にその面影が見られる。各山頂からの眺望も素晴らしく、男鹿半島や森吉山、秋田駒ヶ岳をはじめ、奥羽の山々、遠くには鳥海山を望むことができる。

1 太平山登山コース

- (1) 野田登山口
- (2) 金山登山口
- (3) 旭又登山口

山頂まで約3時間と全コースの中で最短である。6月上旬にはヒメシャガの開花がみられ、御手洗の湧水は元気を回復させてくれる。

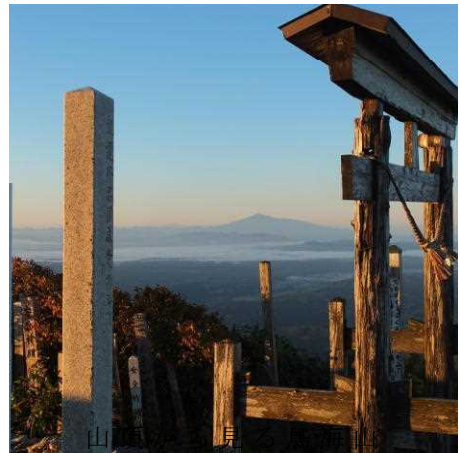
- (4) 萩形沢登山口

尾根を登るコースで、登山を楽しめる。登山道沿いには風雪に耐えた天然秋田杉や、見事なブナ林などの美林が広がっている。

山頂へは約4時間30分の長丁場であるが、木々の間から吹く風は、心地よさとともに安らぎを与えてくれる。

- (5) 二手ノ又登山口
- (6) 軽井沢登山口
- (7) 丸舞登山口

山頂まで約4時間30分のコースであるが、溪谷の美しいコースで、尾根筋からの眺望も素晴らしく、静かな登山を楽しめる。



2 馬場目岳登山コース

- (1) 光沢園地登山口

稜線を伝うように登るコースで、山頂まで約2時間30分と比較的気軽に登ることができる。胸突き八丁の急坂を乗り越え、頂から望む360度のパノラマは圧巻である。

- (2) 旭又登山口

3 赤倉岳登山コース

旭又登山口

4 白子森登山コース

白子森登山口

標高1,179m、太平山連峰の最高峰として太平山の東方にどっしりと位置し、約4時間30分の登山コース。紅葉期には、井出舞沢上流の断崖を彩る紅や黄色が美しい。

5 筑紫森登山コース

筑紫森登山口

標高392m、山頂まで約50分と気軽に登山を楽しめるため人気も高く、新緑、紅葉期の眺望は絶景である。

6 岩谷山登山コース

(1) 岩谷山登山口

(2) ユフォーレ登山口

7 太平山・馬場目岳縦走コース